

I T E R 計画推進検討会の運営について（案）

平成 17 年 8 月 9 日
文 部 科 学 省
研 究 開 発 局

I T E R 計画推進検討会（以下「検討会」という。）の運営については、以下のとおり進めることとする。

- 1 . 検討会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
 - (1) 商業上、外交上の機密等個別利害に直結する事項に係る案件
 - (2) その他、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、検討会において非公開とすることが適当であると認める案件

- 2 . 検討会の議事録については、検討会出席者の了解を得た上で、議事概要を公開する。

- 3 . 検討会の傍聴については、次のとおりとする。
 - (1) 傍聴希望者は予め定める日時までに核融合開発室に登録する。席に限り（原則 3 0 席程度）があるため、傍聴希望者が多数の場合には、先着順とする。
 - (2) 会議の撮影、録画、録音は原則、会議の冒頭のみとする。また、傍聴者が、会議の進行を妨げていると座長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。その他、詳細は座長の指示に従うこととする。

- 4 . その他
その他、検討会の運営に必要な事項については別に定める。